

丹生ダム建設事業の中止に伴う  
地域整備に係る

# 基本協定書

丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備に係る  
基本協定書

平成28年9月11日

丹生ダム対策委員会委員長

丹生善喜

丹生ダム対策委員会(以下「委員会」という。)、国土交通省近畿地方整備局(以下「国」という。)、滋賀県(以下「県」という。)、長浜市(以下「市」という。)及び独立行政法人水資源機構(以下「機構」という。)は、丹生ダム建設事業の中止により地域振興に必要な社会資本の整備等(以下「地域整備」という。)が十分に行われていない地域について速やかに必要な事業の実施を図るため、下記のとおり協定する。

記

1. 平成28年1月25日付けで委員会から国に提出された意見書を重く受け止め、国、県、市及び機構は、地域整備をお互い協力して進めるものとする。
2. 委員会、国、県、市及び機構から構成する「丹生ダム建設事業の中止に伴う地域整備協議会」を設置し、その検討を踏まえ、国は責任を持って地域整備の推進を図る。
3. 地域整備の推進にあたっては、滋賀県長浜市北部地域の振興を見据え行うものとする。

国土交通省近畿地方整備局長

池田豊人

滋賀県知事

三川入道

長浜市長

藤井勇治

独立行政法人水資源機構理事長

甲村洋友

この協定締結の証として、本書5通を作成し、委員会、国、県、市及び機構は各自1通を保有するものとする。